

平成29年1月27日 招集

平成29年門真市教育委員会第1回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第1回定例会
 平成29年1月27日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について）	1
第4	議案第2号	市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について	5
第5	議案第3号	門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について	10
第6	議案第4号	門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について	12
第7	議案第5号	門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について	19
第8		諸報告	22

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成28年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

平成29年1月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成28年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 775,207	千円 △ 15,538	千円 759,669	社会資本整備 総合交付金	千円 △ 15,538	都市再構築戦略事業費 補助金減額分 (小学校施設整備事業) 千円 △ 15,538

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育債	千円 2,206,900	千円 7,000	千円 2,213,900	公共施設等除却特例債	千円 20,900	公共施設等除却特例債 追加分 (小学校施設整備事業) 千円 20,900
				公共事業等債	△ 13,900	都市再構築戦略事業債 減額分 (小学校施設整備事業) 千円 △ 13,900

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 1,305,893	千円 △ 3,321	千円 1,302,572		千円 △ 314	○学校施設・設備の充 実
				委託料	△ 3,007	小学校施設整備事業 △ 3,321 委託料 門真小学校南校 舎撤去工事監理 業務委託料減額 分 △ 314 工事請負費 門真小学校南校 舎撤去工事減額 分 △ 3,007

地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等除却	千円 136,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えること ができる。	千円 157,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えること ができる。
計	136,300				157,200			

廃止

起債の目的	限度額	備考
都市再生整備	千円 13,900	事業の見直しによる廃止
計	13,900	

議案第2号

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により門真市長から門真市教育委員会へ委任及び門真市教育委員会事務局職員へ補助執行されている次の事項について、取りやめたい旨協議があり同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成29年1月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

1 委任を取りやめられる事務

- (1) 子ども・子育て支援施策に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく認定こども園、幼稚園及び保育所に関すること。
- (3) 地域型保育事業に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (5) 保育の利用及び門真市立保育所に関すること。
- (6) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項により本市が処理することとされた保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務の執行に関すること。

2 補助執行を取りやめられる事務

- (1) 児童手当（職員の児童手当に関するものを除く。）、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (2) ひとり親家庭医療費の助成に関すること。
- (3) こども医療費の助成に関すること。
- (4) 未熟児養育医療の給付に関すること。
- (5) 児童家庭相談に関すること。

- (6) 児童虐待に関すること。
- (7) ひとり親家庭等の自立支援に関すること。
- (8) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付に関すること。
- (9) 助産の実施に関すること。
- (10) 母子保護の実施その他の適切な保護に関すること。
- (11) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により本市が処理することとされた助産施設及び母子生活支援施設に係る事務の執行に関すること。
- (12) 保育所保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。
- (13) 門真市立こども発達支援センターの運営に関すること。

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、市長の権限に属する教育委員会に委任されている事務及び教育委員会事務局に補助執行されている事務の一部について、市長より委任及び補助執行の取りやめを行いたい旨の協議について同意するにつき、本案を提出するものである。



門政企第 561 号

平成 29 年 1 月 20 日

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平 様

門真市長 宮本 一孝



市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の取りやめについて（協議）

門真市教育委員会に対する事務委任規則（平成 4 年門真市規則第 13 号）第 4 条の規定に基づき、市長の権限に属する事務の委任の取りやめについて、別紙のとおり、協議するとともに、市長の権限に属する事務の補助執行の取りやめについても併せて協議します。

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

1 協議内容

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、現在、教育委員会事務局に置かれているこども未来部を市長部局へこども部として移管することとなる。

このため、教育委員会に委任している事務及び教育委員会事務局に補助執行させている事務の一部（こども未来部所管事務）につき、委任及び補助執行の取りやめにあたって協議を行うもの。

2 委任を取りやめる事務

- (1) 子ども・子育て支援施策に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく認定こども園、幼稚園及び保育所に関すること。
- (3) 地域型保育事業に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (5) 保育の利用及び門真市立保育所に関すること。
- (6) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項により本市が処理することとされた保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務の執行に関すること。

3 補助執行を取りやめる事務

- (1) 児童手当（職員の児童手当に関するものを除く。）、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (2) ひとり親家庭医療費の助成に関すること。
- (3) こども医療費の助成に関すること。
- (4) 未熟児養育医療の給付に関すること。
- (5) 児童家庭相談に関すること。
- (6) 児童虐待に関すること。
- (7) ひとり親家庭等の自立支援に関すること。
- (8) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付に関すること。
- (9) 助産の実施に関すること。
- (10) 母子保護の実施その他の適切な保護に関すること。
- (11) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により本市が処理することとされた助産施設及び母子生活支援施設に係る事務の執行に関すること。
- (12) 保育所保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。
- (13) 門真市立こども発達支援センターの運営に関すること。

4 委任及び補助執行を取りやめる時期
平成29年4月1日とする。

5 その他

協議の同意後、「門真市教育委員会に対する事務委任規則（平成4年門真市規則第13号）」及び「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成4年門真市規則第12号）」の改正を行う。

議案第3号

門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の制定について

門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年1月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、現在教育委員会事務局こども未来部保育幼稚園課で実施している幼稚園に関する事務を市長部局の職員に補助執行させるため、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、門真市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるにつき、必要な事項を定めるものとする。

(市長の補助機関である職員に補助執行させる事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を市長の補助機関であるこども部の職員に補助執行させるものとする。

- (1) 幼稚園に係る計画及び適正配置等に関すること。
- (2) 就学前の教育に関すること。
- (3) 門真市立幼稚園の維持管理に関すること。
- (4) 門真市立幼稚園との連絡調整に関すること。
- (5) 門真市立幼稚園の保健及び環境衛生に関すること。

(補助執行に係る事務の専決等)

第3条 前条の規定により、補助執行することになる事務の専決等については、門真市教育委員会事務局事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第3号)に定めるところによる。

(細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が市長と協議して定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第4号

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年1月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(分課)</p> <p>第2条 事務局に次の表に掲げる部及び課を置く。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">教育部</td> <td style="text-align: center;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	教育部	教育総務課	学校教育課	社会教育課	<p>(分課)</p> <p>第2条 事務局に次の表に掲げる部及び課を置く。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学校教育部</td> <td style="text-align: center;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習部</td> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ振興課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">こども未来部</td> <td style="text-align: center;">こども政策課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子育て支援課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育幼稚園課</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	学校教育部	教育総務課	学校教育課	生涯学習部	生涯学習課	スポーツ振興課	こども未来部	こども政策課	子育て支援課	保育幼稚園課
部	課																		
教育部	教育総務課																		
	学校教育課																		
	社会教育課																		
部	課																		
学校教育部	教育総務課																		
	学校教育課																		
生涯学習部	生涯学習課																		
	スポーツ振興課																		
こども未来部	こども政策課																		
	子育て支援課																		
	保育幼稚園課																		
<p>(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課に主任及び主査を置くことができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課に主任、主任保育士及び主査を置くことができる。</p> <p>3 略</p>																		
<p>(グループ制)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>(グループ制)</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子育て支援課に家庭児童相談センターを置く。</p> <p>3 略</p>																		
<p>(事務の応援)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 課長は、緊急事務処理のため応援を求めようとするときは、人員及び期間を定めてその理由を付け、<u>関係課長</u>の合議を得て、教育長に申し出なければならない。</p>	<p>(事務の応援)</p> <p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>部長</u>は、緊急事務処理のため応援を求めようとするときは、人員及び期間を定めてその理由を付け、<u>関係部長</u>の合議を得て、教育長に申し出なければならない。</p>																		
<p>(迅速な事務執行のための措置)</p>	<p>(迅速な事務執行のための措置)</p>																		

改正後	改正前
<p>第8条 課が、この規則の定めるところによりその事務を処理しようとする場合において、当該事務が他の課の所管する事務に関連するときは、当該事務を主管する課と当該事務に関連する課は、協力して、積極的に当該事務の遂行に当たらなければならない。</p>	<p>第8条 部又は課（以下「部等」という。）が、この規則の定めるところによりその事務を処理しようとする場合において、当該事務が他の部等の所管する事務に関連するときは、当該事務を主管する部等と当該事務に関連する部等は、協力して、積極的に当該事務の遂行に当たらなければならない。</p>

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

部及び課の名		分掌事務
教育部	教育総務課	(1) 委員会の会議及び委員に関すること。 (2) 組織管理及び事務管理に関すること。 (3) 委員会の法規文書に関すること。 (4) 委員会の後援名義に関すること。 (5) 委員会表彰に関すること。 (6) 委員会に対する請願及び陳情に関すること。 (7) 委員会の公印の管理及び文書管理に関すること。 (8) 教育行政に係る調査研究、企画、調整及び広報に関すること。 (9) 事務局の物品の調達及び修理並びに印刷物等の発注に関すること。 (10) 市費負担教職員の人事、給与、厚生、安全衛生及び研修に関すること。 (11) 学校の適正配置に関すること。 (12) 学校の予算及び決算の総括に関すること。 (13) 学校施設の建設計画及び維持管理に関すること。 (14) 学校給食に関すること。 (15) 事務局の庶務に関すること。
	学校教育課	(1) 学級編制、就学事務並びに通学区域の設定及び変更に関すること。 (2) 教科用図書は無償給与及び学校基本調査統計に関すること。 (3) 府費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事、給与及び厚生に関すること。 (4) 就学援助及び特別支援教育就学奨励に関すること。 (5) 学校の保健及び環境衛生に関すること。 (6) 教職員の健康管理に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (7) 児童及び生徒の交通安全に関すること。 (8) 学校教育計画の調査研究、教育課程の研究及び指導並びに教育活動の指導及び助言に関すること。 (9) 門真市教育センターの管理運営に関すること。 (10) 人権教育の企画、指導等に関すること。 (11) 同和教育及び人権教育研究会の指導及び助言に関すること。 (12) 人権教育関係機関との連絡調整に関すること。
	<p>社会教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育及び生涯学習の計画、調査研究及び推進に関すること。 (2) 社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。 (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (4) 社会同和教育に関すること。 (5) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 社会教育施設及び生涯学習施設の計画、整備及び管理運営に関すること。 (8) 門真市民プラザの建物及び敷地の管理運営に関すること。 (9) スポーツ施策の企画及び立案に関すること。 (10) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。 (11) スポーツ関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (12) スポーツ推進委員に関すること。 (13) スポーツ施設の管理運営に関すること。 (14) 学校体育施設開放に関すること。

備考

1 この表の分掌事務中「事務局の庶務」とは、次に掲げる事務をいう。ただし、課が当該事務を所管する場合は、これを除く。

- (1) 連絡調整に関すること。

- (2) 職員の休暇取得の事務処理に関する事。
- (3) 自動車の管理に関する事。
- (4) 文書の受領、配布及び発送に関する事。
- (5) その他部の庶務に関する事。

2 この表に掲げるもののほか、課においては課の庶務として、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 連絡調整に関する事。
- (2) 予算、決算及び物品に関する事。
- (3) 課の自動車の管理に関する事。
- (4) 文書の受領、配布及び発送に関する事。
- (5) 備品台帳の管理に関する事。
- (6) その他課の庶務に関する事。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号

門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について

門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年1月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 門真市立幼稚園に園長代理を置く。</p> <p>3 門真市立図書館に館長代理、主任及び主査を、その他の教育機関等に主任及び主査を置くことができる。</p> <p>4 特定の事務を処理させるため必要があるときは、門真市立図書館及び門真市立幼稚園に参事、副参事、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、その他の教育機関に副参事、上席主査及び主査を置くことができる。</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関等名</th> <th style="text-align: center;">所属部課等</th> <th style="text-align: center;">長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">門真市教育センター</td> <td style="text-align: center;">教育部学校教育課</td> <td style="text-align: center;">} 略</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関等名	所属部課等	長	門真市教育センター	教育部学校教育課	} 略	<p style="text-align: center;">(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 門真市立幼稚園に園長代理を、<u>門真市立こども発達支援センターにセンター長補佐を置く。</u></p> <p>3 門真市立図書館に館長代理、主任及び主査を、<u>門真市立保育園に園長代理、主任保育士及び主査を、その他の教育機関等に主任及び主査を置くことができる。</u></p> <p>4 特定の事務を処理させるため必要があるときは、門真市立図書館、<u>門真市立幼稚園、門真市立保育園及び門真市立こども発達支援センター</u>に参事、副参事、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、その他の教育機関に副参事、上席主査及び主査を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">(グループ制)</p> <p>第5条 <u>門真市立こども発達支援センターの分掌事務を処理させるため、門真市立こども発達支援センターにグループを置くことができる。</u></p> <p>2 <u>グループの編成の基準その他グループ制による事務の処理に関し必要な事項については、別に定める。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関等名</th> <th style="text-align: center;">所属部課等</th> <th style="text-align: center;">長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">門真市教育センター</td> <td style="text-align: center;">学校教育部学校教育課</td> <td style="text-align: center;">} 略</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関等名	所属部課等	長	門真市教育センター	学校教育部学校教育課	} 略
教育機関等名	所属部課等	長											
門真市教育センター	教育部学校教育課	} 略											
教育機関等名	所属部課等	長											
門真市教育センター	学校教育部学校教育課	} 略											

改正後			改正前		
門真市立歴史資料館	教育部社会教育課		門真市立歴史資料館	生涯学習部生涯学習課	
門真市立旧第六中学校運動広場	教育部社会教育課		門真市立旧第六中学校運動広場	生涯学習部スポーツ振興課	
門真市立図書館	教育部		門真市立図書館	生涯学習部	
略			略		
門真市立幼稚園	こども部	略	門真市立幼稚園	こども未来部	略
			門真市立保育園	こども未来部	園長
			門真市立こども発達支援センター	こども未来部	センター長
備考 この表において「こども部」とは、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により置かれた市長の直近下位の内部組織とする。					
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
教育機関等名	分掌事務		教育機関等名	分掌事務	
	略			略	
			門真市立保育園	(1)	園児の保育に関すること。
				(2)	園の運営に関すること。
			門真市立こども発達支援センター	(1)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に関すること。
				(2)	児童の心身の発達に係る相談に関すること。
				(3)	センターの管理運営に関すること。
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	「平成29年門真市成人祭」の結果について